

平成27年 藤枝市議会6月定例会

建設経済環境委員会委員長報告書

(議案審査)

平成27年6月26日

[本 会 議]

建設経済環境委員会に付託されました、議案4件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に御報告いたします。

最初に、第56号議案「藤枝市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

初めに「民間が閉鎖された場合の受け皿とした場合、その価格差をどう捉えているか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「現在、利用者は定期利用者がメインとなっている。特に学生利用者については、定期の割引率を厚くするなど、その価格差に配慮しているが、今後の状況においては、価格設定も検討課題と認識している。」という答弁がありました。

次に、「職員が不在となる時間帯の利用者に対するサービス提供についてどう考えているか、伺う。」という質疑があり、

これに対して「職員が不在となる時間帯についても、システムとして、常時インターフォンでの対応が可能であり、内容によっては直接指定管理者につなげるなど、サービスの低下にならないよう柔軟かつ機敏に対応していく。」という答弁がありました。

このほか、特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第57号議案「藤枝市地区計画区域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

質疑もなく、採決の結果全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第58号議案「藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

一委員より、「鳥獣の保護に加え、管理が追加されるが、具体的にはどう変わるのか、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「鳥獣の保護は、鳥獣の生息数を適正な水準に増加するとともに生息地を適正な範囲に拡大・維持させるというものであるが、今回の法改正では、農作物等への被害が大きい等の理由で、生息数を適正な水準に減少させるという、被害に対処するための措置を明確化したものとなっている。」という答弁がありました。

このほか、質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第59号議案「建設工事委託協定の締結について（藤枝市公共下水道根幹的施設の建設工事）」申し上げます。

初めに、「本工事の随意契約の理由について、再度伺う。」との質疑があり、

これに対して「本工事は、汚泥消化設備などの大規模更新について、日本下水道事業団に業務委託をするもので、その委託内容は工事の設計、発注、入札、施工管理、および完了検査までとなる。このような根幹的施設の専門技術を要する建設工事を、円滑に進めるためには、それぞれの自治体が行うのには限界があり、国と都道府県の出資により、日本下水道事業団が設立された経緯がある。本市としても、これまでも施設の安定的整備が円滑に進められるよう、同事業団と委託協定を結び建設を進めてきた。こうしたことも踏まえ、今回の根幹的施設の建設工事についても、本施設の現状を熟知している日本下水道事業団と委託協定を締結するものです。」という答弁がありました。

次に、「工事内容や必要性を適切に判断できる専門職員を育成していく考えはあるか、伺う。」という質疑があり、

これに対して「施設を十分熟知した職員の育成は非常に大事なことであり、改築・更新工事について適切な管理・監督ができるよう、必要な技術職を育成していきたいと考えている。」という答弁がありました。

次に、「施設の改修等について、それぞれの耐用年数に応じて更新等が必要となるとのことだが、今後も今回のような多額の工事が必要になるのか、伺う。」という質疑があり、

これに対して「現在、施設の保全については、平成24年度から平成30年度までの7ケ年の長寿命化計画に基づき進めている。今後も予防保全という観点から継続的な改築・更新を進めて行く必要があるが、適切なマネジメントにより平準化する中で特定財源を活用し、できるだけ支出を抑え、有効な施設整備を進めて行く」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。